

2016年3月期開示（取締役会の実効性評価）

取締役会の実効性評価

2016年3月期は、取締役及び監査役全員を対象に取締役会の構成、運営状況及び自身の職責等について意見を求め、これらの意見をもとに、ガバナンス委員会において議論したのち、取締役会にて実効性の評価を行いました。概要は以下の通りです。

- ・ 当社取締役会は多様性に富み、実効的な経営の監督を担保する体制が整えられている。
- ・ 個々の取締役・監査役は、業務執行から独立した客観的な立場から、経営陣に対する監督・監査を行うとの取締役会の責務を理解した上で各自の知見に基づき取締役・監査役としての職責を果たしている。
- ・ 取締役会が経営陣の意思決定に対し、多角的にリスクを検討した上で必要に応じて問題点の指摘を行い、社外役員からの有益な指摘に対し真摯に取り組むなど、経営に対する監督機能を十分発揮している。

当社では、今後も引き続き取締役会の実効性の向上に努めます。